

Contents

※巻頭言	学術局長 田平 一行	1
※各部・委員会の活動紹介		3
※士会員の活動紹介		23
※平成 30 年度 受賞者紹介.....		29
※（公社）奈良県理学療法士協会 定款		31
※（公社）奈良県理学療法士協会 規定および申し合わせ事項		43
※（公社）奈良県理学療法士協会 組織図		69
※（公社）奈良県理学療法士協会 施設一覧名簿		71
※（公社）奈良県理学療法士協会 役員・部員・委員名簿		87
※編集後記		



巻 頭 言



学術局長
田平 一行

「令和元年」、新しい時代が始まりました。「昭和」から「平成」に変わったのは、私が理学療法学科1年の時でした。当時は、昭和天皇の病状についてTV、ラジオなどで頻繁に報道され、TVのテロップにも随時流れ、刻一刻と昭和という時代の終わりを感じていたように思います。陛下が御崩御されてからはTV、ラジオ全てのチャンネルで、昭和に起こった出来事について暗く、長く、同じ事が流れていたように思います。その時と比べると今回は生前退位であるため、とても明るくお祝いムードであり、前回と全く違った印象です。新しい時代が始まるのは、今回のようにお祝いできる方が良いですね。

さて理学療法士の業界にもこれから色々な事が起こります。まず令和2年には東京オリンピック・パラリンピックがあります。日本理学療法士協会は、大会組織委員会から選手村診療所などで活動する理学療法士のスタッフ派遣などを要請されており、大会に関わる理学療法士の仲間も大勢いることと思います。選手とともに仲間の活躍にも期待したいところです。

学術的には平成25年より分科学会化が進んでいます。専門性を高める点については良いのかも知れませんが、他分野の情報が入りにくく、各々の学術大会への参加費が必要となる等問題も多数あります。一方、今年1月に近畿理学療法学会大会が奈良県文化会館で開催されました。会員の皆様のご協力により参加者1584人と、6年前の奈良大会の約1.6倍と大変盛況でした。有り難うございました。これは今大会のプログラムや会員数の増加などの影響もあると思いますが、分科学会化による情報の偏りの影響も大きいと考えます。従って近畿学会のようなブロック学会が総合的な情報提供の場となり、それが求められていたものと推察しています。このような背景もあり、日理協では今後の分科学会の在り方について再編も含めて検討しているようです。私は呼吸理学療法学会の運営幹事をしているのですが、単独開催は資金的にもマンパワー的にも大変で、個人的には全体で行う連合学会形式が良いと感じています。

また教育に関しては、令和2年に理学療法士学校養成施設の指定規則が改訂される事となり、学校教育だけでなく臨床実習も変わる事となります。主な変更点は、「総単位数93→101単位以上」、「栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎の必修化」、「喀痰などの吸引の必修化」、「臨床実習18→20単位」、「通所リハビリテーショ

ン又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上」などです。臨床に関しては、やはり臨床実習の単位数が増え、通所リハや訪問リハの実習が必須化されるなど、学生の臨床能力の向上と今後増加する通所・訪問リハを重要視しているものと思います。また、臨床実習指導者（SV）の研修も義務づけられました。具体的な方法はまだ不明ですが、現在は「研修会の講師育成のための中央研修会」が行われており、実際のSVの研修会は、夏以降になると思われます。SVは全員受講が必要ですので、臨床5年目（臨床経験4年）以上の方は受けて頂きますようお願いいたします。実習は「診療参加型が望ましい」とされていますが、これはSVについて回って見学するのではなく、SVと一緒に評価・治療を体験していくという意味です。従って、学生に症例を担当させる（もちろん任せきりではない）従来の実習とほとんど変わらないと思います。また平日5日間の実習であれば、1日当たり「8時間の実習と1時間の課題」が上限とされています。これも求める課題は1時間程度として、それ以上は学生に任せるという事だと思います。勉強することは学生の権利でもありますので、自主学習は制限しないで良いと考えます。但し、しっかり睡眠をとらせる事をご指導下さい。

令和の幕開けも色々な事がありそうです。理学療法士の業界だけでなく、日本自体が平和で、「明日への希望と共に、一人ひとりが大きな花を咲かせる」令和な時代になってほしいと願っています。

協会各部・委員会の活動紹介

総務部

本会においての総務部の具体的な業務内容は、講師派遣依頼・後援承諾・県提出書類などの公文書の作成・管理、理事会管理、総会の企画運営、各部・委員会活動の把握、備品管理などがあります。あまり表にでる業務ではありませんが、公益法人を陰で支えている部の一つです。中でも年に1度開催される定期総会は、当会が公益法人として成り立つためには非常に重要なものです。若い会員の方にはとっつきにくい印象があるかもしれませんが、当会の運営の一端を知ることができますので、ぜひご出席してください。

また、本会には事務所が存在することをご存知ですか？実は近鉄五位堂駅徒歩3分の駅近物件なのです。見かけは普通の「ハイツ」ですが、中身はしっかり「事務所」です。事務所を開いた当初は、煩雑な印象の「部屋」でした。しかし事務職員さんのおかげで、少しずつ整理され、以下の写真のような「事務所」になっています。事務作業、会議、勉強会といった用途に幅広く使用できるようになっています。事務所に設置している



公益の資料は、公開することが必須のものもありますので、一度事務所に足を運んで、御覧になられてはいかがでしょうか？来られる前には事務所に ご一報ください。



本会が公益法人として存在していくためには、会員の皆さまのお力も必要です。当会からの事務的手続きに関するお願いに対しては、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

会員管理部

県協会員の情報管理に関する事業を中心に以下の事業を行っております。

- ① 会員管理事業（入会・異動・休会・退会・復会）
- ② 挨拶状送付事業
- ③ 郵送事業
- ④ 慶弔に関する事業

各種申請（入会・異動・休会・退会・復会）は日本理学療法士協会ホームページ内の【マイページ】よりログインし、ご申請頂きますようよろしくお願い致します。
マイページアドレス <https://mypage.japanpt.or.jp/jpta/my/myLoginKaiin.html>

財 務 部

財務部では以下の業務を4名の部員と事務員さん、顧問税理士さんの協力のもとで行っております。

- ① 財産・会計業務
- ② 予算・決算業務
- ③ 会費徴収業務
- ④ 資産管理業務

平成25年度から公益社団法人に移行し、顧問税理士さんに適宜指導をいただきながら進めています。

会員の増加と公益社団法人移行に伴い、業務も煩雑となってまいりました。会費徴収業務が円滑に進むように協会指定のクレジットカード（楽天）での会費納入を宜しくお願い致します。

学術誌部

学術誌部では、学術誌「奈良理学療法学」を年1巻発刊しています。昨年度も2019年3月15日付で奈良理学療法学 No.11 を無事発刊することができました。部員6名で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。理学療法学の学術基盤を構築し、発展させていくことは、我々にとって大きな命題であり、よりよい理学療法を多くの対象者に提供していくことにつながればと考えております。その手段として、(公)奈良県理学療法士協会においても学術誌を通して会員間で学術交流を図り、臨床知見や研究成果を会員外の方とも共有できれば、理学療法学という学問の発展にも寄与できると考えております。是非、会員の皆様方の研究活動の成果をご投稿いただけますようよろしくお願い申し上げます。多くの投稿を心よりお待ちしております。

福利厚生部

福利厚生部部长 細川彰子

日頃は厚生部事業へのご協力ありがとうございます。

福利厚生部の活動としては、①新入会員歓迎会、②PT・OT・ST 合同ボウリング大会、③新年会④橿原 RUN×2 マラソン大会参加、⑤傷害保険の管理などの事業を企画・運営しました。

新人歓迎会や新年会では会長をはじめとする理事の先生方や他病院の新入会員同士横の繋がりを作るきっかけ作りを、新年会では更なる親睦を深め、ボウリング大会では他病院のスタッフと和気藹々と交流するなど奈良県におけるセラピストの縦や横の関係作りに一役かっています。

今年度も橿原で開催されたリレーマラソン大会に出場することが出来、奈良県の病院の方の参加がありました。来年度も奈良県での参加を予定しております。皆様のエントリーお待ちしております。



本年度も新たな厚生部事業を模索しています。「こんなことをして欲しい!!」「こういう事業があったら参加したい!!」等ご意見あればお知り合いの厚生部員にお伝え下さい。

皆様の参加あつての福利厚生部事業ですので、横の繋がりを作っていく意味でも奮ってご参加の程よろしく願いいたします。



厚生部員（平成 31 年 4 月 1 日現在）			
部長 細川 彰子（済生会中和病院）			
部員 丸岡 満（天理よろづ相談所病院白川分院）	部員 本田 拓馬（済生会中和病院）		
部員 金光 智史（市立奈良病院）	部員 森本 宗之（訪問看護ステーションかしの木）		
部員 中辻 裕一（済生会中和病院）	部員 日置 智香（山の辺病院）		

2019 年度 福利厚生部 年行事

1) 新入会員歓迎会

開催日時：平成 30 年 7 月 8 日 新人プログラム後に「かにの家」にて開催

2) マラソン大会参加

開催日時：平成 30 年 11 月 4 日 飛鳥 RUN×2 リレーマラソンに参加

3) ボウリング大会（OT 士会、ST 士会合同）

開催日時：平成 30 年 11 月 22 日 「レインボーワールド橿原店」にて開催

4) 新年会

開催日時：平成 31 年 2 月 8 日 「北海道知床漁場 近鉄奈良店」にて開催

介護保険部

会員の皆様、平素は介護保険部の活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

介護保険部は、当会社会局に属し、介護保険分野の理学療法・リハビリテーションに関する「情報収集および情報提供またはその相談窓口」「情報交換会や勉強会等の研修事業」を主な責務として活動しています。

昨年度は診療報酬・介護報酬の同時改定を受け、医療保険部と合同開催の「情報交換会」を皮切りに、5つの研修会や情報交換会を多岐に渡る内容で、企画・実施を致しました。

(詳細は「平成30年度事業報告」をご参照下さい)

最後に会員の皆様からのお問い合わせ・ご意見等ございましたら、メールにて承ります。お気軽にご連絡下さい。(介護保険部 narapt.kaigohokenbu@gmail.com)

介護保険部員(11名)

(2019/3/31時点)

	氏名	所属
部長	堀 義範	訪問看護ステーションかしの木
副部長	堀田 修秀	介護老人保健施設鴻池荘
部員	上田 浩司	エール訪問看護リハビリステーション
部員	浦上 貴仁	介護老人保健施設ウェルケア悠
部員	大西 繁	介護老人保健施設ルポゼまきの
部員	河合 成文	訪問看護ステーションみそら
部員	櫻井 公統	介護老人保健施設アップル学園前
部員	中川 勝利	訪問看護ステーションみそら
部員	中谷 充志	介護老人保健施設ウェルケア悠
部員	野口 寛	訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション
部員	細川 彰子	済生会中和病院



△第9回訪問リハ実務者研修会
(多職種間のグループワーク)

リハ栄養オープンセミナー

▽ (管理栄養士さんによる講義)



理学療法啓発部

理学療法啓発部は、年間関連事業の企画・運営，協会関連グッズ等を通じて、理学療法士について知っていただくことで、一般の方々の健康に貢献することを主な活動としています。

昨年度においても理学療法フェスタをイオンモール大和郡山店で開催致しました。イベント内容は毎年恒例の「公開講座」「理学療法啓発活動（相談会）」「体力測定」の3部構成です。啓発を目的とするフェスタでは、イオンモールへ足を運ばれている方々にイベント会場を除いて頂き、多くの方々に啓発することが出来ました。

また、この企画に運営スタッフとして参加して頂いた会員は、H30年度「地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度の士会指定事業参加者」の認定を受ける事ができるため、多数の先生方にご協力頂きました。

理学療法啓発の一環として「理学療法川柳の募集」ですが、川柳に加え、短歌も募集させて頂きました。結果としましては、200首を超える応募を全国から頂き、多くの方々に奈良県理学療法士協会の活動を知って頂く機会となりました。

今後は、奈良県理学療法士協会のホームページや、SNSの活用も視野に入れ、より多くの皆様に我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できるようスタッフ一同で検討してまいります。

例年この場をお借りして皆様をお願いをしておりますが、新しい企画・講演会の要望等がございましたら、気軽に啓発部（訪問看護ステーションたいむ：田中 満勝）までご連絡下さい。お待ちしております。

理学療法フェスタ

日時：平成30年7月15日（日）

場所：イオンモール大和郡山 イオンホール

1) 公開講座

テーマ：「頻尿や尿失禁はここまで治せる！

自分でできる膀胱・尿道へのアプローチの紹介」

講師：松下 千枝 先生（大阪暁明館病院 腎・泌尿器センター）

2) 理学療法啓発活動

相談会、パネル展示、リーフレットとグッズ（ポケットティッシュ）の配布

3) 体力測定 参加者 167名

社会福祉部

社会福祉部は、社会資源を中心とした情報収集と情報提供を主な責務として、部長・部員合わせ6名で活動しています。

奈良県理学療法士協会ホームページ上に、「社会福祉部便り」として、障害者総合支援法を中心とした各疾患別の内容を掲載して頂いております。2019年4月には「よくある質問 Q & A 方式」をホームページに掲載しておりますので、以下の URL を御確認頂ければ幸いです。

<http://narapt.jp/activity/k=109/> (社会福祉部便り よくある質問 Q & A 方式)

また部員も募集しております。専門分野の違う個性あふれたメンバーと一緒に勉強しながら活動をしていきませんか？興味がありましたら、masaharuka0810@jewel.ocn.ne.jp (高島) まで、ご連絡お願い致します。

生涯学習部

生涯学習部では、新人教育プログラムセミナーの開催と、その後の生涯学習および各専門領域研究部会における認定・専門理学療法士取得の支援を行っています。新人教育プログラムは必須教育テーマ5単位、選択テーマ10単位の合計15単位が修了要件となっており、最短1年での修了が可能です。早期から専門領域研究部会への入会することによる、高いレベルでの自己研鑽が推進されています。昨年度の実施報告を表に示します(今年度の開催予定を示すものではありませんので、ご注意ください)。なお各種講演や研修会によっては、新人教育プログラムの「理学療法の臨床(C1-5)」に読み替えることができる場合があります。本年度も新人教育プログラムセミナーは年4回開催予定です(各テーマの開催は年に1回です)。セミナー開催日時等の案内については、奈良県理学療法士協会ホームページ等に掲載していきます。

認定・専門理学療法士制度は、新人教育プログラム修了者を対象に、自らの専門性を高め、良質なサービスを提供する臨床能力を備え、理学療法の学問的発展に寄与する研究能力を高めていくことを目的としています。7専門分野(基礎理学療法、神経理学療法、運動器理学療法、内部障害理学療法、生活環境支援理学療法、物理療法、教育・管理理学療法)のいずれかひとつ以上の専門分野に登録し、認定理学療法士・専門理学療法士を目指します。2016年4月時点での認定理学療法士資格保有率は全会員の2%、専門理学療法士資格保有率は全会員の2.0%であり、奈良県での資格保有率は全国平均並みです(認定2%、専門2.5%)。また、認定・専門理学療法士制度は今後改定される予定であり、現在よりも資格取得のための要件が引き上げられる予定です。新人教育プログラムを履修中の方や認定・専門理学療法士を目指しておられる方は、早期に修了、取得できるように、単位取得に努めていただきますようお願いいたします。くわしくは日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。

【平成 30 年度 奈良県理学療法士協会新人教育プログラム実施報告】

講座名	新テーマ	旧テーマ (現在取得済のテーマは 2012 年 4 月に自動的に移行します)	必須選択		終了要件 (単位数)	奈良県 理学療法士協会 での実施状況
			必 須	選 択		
必須初期研修	A-1 理学療法と倫理	I-2 職業倫理・管理運営	1		1	○
必須初期研修	A-2 協会組織と生涯学習システム	I-1 協会組織と生涯学習システム	1		1	○
必須初期研修	A-3 リスクマネジメント (安全管理と感染予防含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○
必須初期研修	A-4 人間関係および接遇 (労働衛生含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○
必須初期研修	A-5 理学療法における関連法規 (労働法含む)	I-4 理学療法士・作業療法士法および関係法規	1		1	○
理学療法の基礎	B-1 一次救命処置と基本処置			1	3	○
	B-2 クリニカルリーズニング	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○
	B-3 統計方法論※1	II-6 症例検討 II		1		
	B-4 症例報告・発表の仕方※1	I-6 症例検討 I		1		○
理学療法の臨床	C-1 神経系疾患の理学療法	I-5 トピックス I		1	4	読み替え
	C-2 運動器疾患の理学療法	II-5 トピックス II		1		○
	C-3 内部障害の理学療法	III-5 トピックス III		1		読み替え
	C-4 高齢者の理学療法	II-3 生活環境支援		1		○
	C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む)	I-3 地域におけるリハビリテーション		1		○
	C-6 症例発表	III-6 症例検討 III		3		奈良学会等
	C-7 社会活動・社会貢献			1		症例検討会での発表等
理学療法の専門性	D-1 社会の中の理学療法 (政策含む)	II-4 社会の中の理学療法 III-1 理学療法士と保険制度		1	2	
	D-2 生涯学習と理学療法の専門領域	III-2 生涯学習と理学療法の専門領域		1		○
	D-3 理学療法の研究方法論 (EBPT 含む)	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○
理学療法における人材の育成	E-1 臨床実習指導方法論	III-4 理学療法の教育方法論		1	1	○
	E-2 ティーチングとコーチング (コミュニケーションスキル含む)			1		
	E-3 国際社会と理学療法	III-3 世界の理学療法		1		
計					15	

○：新人教育プログラムセミナー

読み替え：研修部など他部所の実施した研修会の読み替えを示す

研修部

研修部では、研修会の企画・開催と理学療法士講習会の開催をしております（共に年2回）。理学療法の分野が多岐に広がってきていますので、研修会ではテーマの偏りがないように各回、様々な分野で活躍されている講師に講演をお願いしています。通常の研修会であれば高額な参加費が必要な講演を、会員であれば千円程度というお手頃価格で受講できることが最大の魅力です。

理学療法士講習会では「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」「吸引の基本と実際～人工呼吸器を用いて～」を毎年、開催しています。理学療法士講習会は応用的なものから実技を含めたものなど翌日より臨床で役立つような内容になっています。会員の皆様が自らの専門性を高め、良質なサービスおよび学識の向上に貢献できるよう、今後も企画・運営に努めていきたいと思っております。会員の皆様も奮って研修会・理学療法士講習会へ参加していただきますようお願い致します。

なお研修会・講習会では当日の受付作業を簡略化するために、事前にホームページにて申込+決済まで実施することになっています。また開催を案内するために「お知らせメール」の活用を行っておりますので、ご登録がまだの方は登録の手続きをよろしく願いいたします。今後も会員の皆様に、より良い研修会・講習会を提供出来るように、尽力してまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後に、研修部では随時部員を募集していますので、ご興味ある方は気軽に下記まで連絡下さい。

問い合わせ先：平成まほろば病院 リハビリテーション課

萩原 輝郎（はぎはら てるお）

メールアドレス：ariction321@gmail.com

【研修会の開催風景】



地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム推進委員会では、推進リーダー制度に関する導入研修や指定事業の開催、また作業療法士会・言語聴覚士会と連携しながら地域ケア会議や介護予防事業に参加できるネットワークづくりや活動推進を行っています。

推進リーダー育成に関しては、日本理学療法士協会のホームページを参考にさせていただきたいと思いますが、推進リーダー取得のためには、新プロ終了後に推進リーダー登録にエントリーしていただく必要があります。その後、eラーニング・導入研修・指定事業を終了すると、地域ケア会議また介護予防推進リーダーとして登録されます。

現在、奈良県理学療法士協会として設定されている士会指定事業は、

【設定している士会事業】

事業名	
①	奈良県学会運営スタッフ
②	公開講座運営スタッフ
③	スポーツメディカルサポート運営スタッフ
④	3団体訪問リハビリ実務者研修運営スタッフまたは修了者
⑤	専門領域勉強会運営スタッフ（本会共催分のみ）
⑥	新人研修運営スタッフ
⑦	なら介護の日運営スタッフ
⑧	地域ケア会議・介護予防推進リーダー研修会運営スタッフ
⑨	奈良県士協会主催の研修・講習会（新人教育プログラム、理学療法士講習会等）
⑩	奈良糖尿病デー
⑪	地域ケア会議参加者（日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告）
⑫	介護予防事業参加者（日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告）
⑬	その他、理事会が認めた事業

奈良県理学療法士協会会員が対象があります。運営スタッフは当日スタッフも含まれますので、積極的に参加していただければと考えています。また、奈良県理学療法士協会では、推進リーダー以外の方も参加できる研修会も開催していますので、奮ってご参加していただければと考えています。

これからも委員会では様々な研修やネットワークづくりを行い、地域包括ケアに参画しやすい環境を検討していきたいと考えています。今後とも、よろしくお願いいたします。

専門領域委員会

専門領域勉強会は、本会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む6人です。現在下記の5つの勉強会が活動しています。いくつかの勉強会では、日本理学療法士協会（日理協）の基礎講習会の運営を担当しています。また本会と共催して日理協の履修ポイント取得可能な研修会も開催しています。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

活動内容

メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した

活動日時：月2回 合計22回

参加人数 5～14人

🌸 学会発表

- 🌸 第2回日本呼吸・心血管・糖尿病理学療法学会合同学術大会：4演題
- 🌸 第28回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：5演題
- 🌸 第58回近畿理学療法学会学術大会：4演題
- 🌸 European Respiratory Society Annual Congress 2018 in Paris：1演題

🌸 論文

- 🌸 山下裕 他：周手術期理学療法介入下での消化器外科手術後患者のせん妄発症状況日本呼吸ケアリハビリテーション学会誌 27巻3号、353-357、2018
- 🌸 守川 恵助 他：急性心不全患者の退院時の歩行能力と30秒椅子立ち上がりテストの関係。理学療法学 46巻1号、9-14、2019
- 🌸 守川 恵助 他：市中肺炎患者の介入時の30秒椅子立ち上がりテストと退院時の歩行自立の可否に関する検討。理学療法学 46巻1号、9-14、2019
- 🌸 Tsujimura Y、et.al.: Factors influencing the physical activity in daily life of male patients with different levels of severity of chronic obstructive pulmonary disease. J Phys Ther Sci. 2018, 30(10):1251-1256

🌸 研修会

タイトル：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」

共催：日本理学療法士協会、奈良県理学療法士協会、
専門領域勉強会 呼吸器循環器勉強会

日時：平成 31 年 2 月 16 日 9:00～16:20

場所：畿央大学 C3 運動療法実習室

参加者 38 名（会員 38 名、非会員 0 名）

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表：榮崎彰秀

活動内容

● 平成 30 年 4 月 19 日 第 94 回定期勉強会（定例会）
参加人数 48 名（かしはら万葉ホール）
内容：股関節の触診① 講師：城谷将輝 先生（平成記念病院）
症例検討

● 平成 30 年 5 月 17 日 第 95 回定例会
参加人数 45 名（いかるがホール）
内容：股関節の触診② 講師：清水智弘 先生（エリクシール）
症例検討

● 平成 30 年 6 月 21 日 第 96 回定期勉強会（定例会）
参加人数 46 名（かしはら万葉ホール）
内容：股関節の触診③ 講師：森田匡博 先生（平成記念病院）
症例検討

● 平成 30 年 7 月 29 日 H30 年度 特別講習会
講演：奈良県理学療法士協会、当勉強会
参加人数 58 名（青丹学園）
内容：膝関節のスポーツ疾患に対する理学療法
講師：唄 大輔先生（平成記念病院）
シンポジウム：膝関節 Extension lag について
シンポジスト：原 康祐先生（さくらい悟良整形クリニック）
山田 哲也先生（西奈良中央病院）
熊田 直也先生（白庭病院）
松田 強史先生（奈良西部病院）

● 平成 30 年 8 月 30 日 第 97 回定期勉強会（定例会）
参加人数 32 名（いかるがホール）
内容：股関節の触診④ 講師：吉富真司 先生（白庭病院）
症例検討

- 平成 30 年 9 月 20 日 第 98 回定期勉強会（定例会）
 参加人数 22 名（かしはら万葉ホール）
 内容：股関節前方組織由来の関節可動域制限・疼痛の解釈
 講師：城谷将輝 先生（平成まほろば病院）
 症例検討
- 平成 30 年 10 月 25 日 第 99 回定期勉強会（定例会）
 参加人数 26 名（いかるがホール）
 内容：股関節の触診⑤・症例検討
- 平成 30 年 11 月 17-18 日 H30 年度 宿泊講習会（後援：奈良県理学療法士協会）
 主催：当勉強会、後援：奈良県理学療法士協会
 参加人数 29 名（大和高原ボスコヴィラ）
 講義内容：下肢外傷理学療法の基礎と実践
 講師：榮崎 彰秀先生（さくらい悟良整形外科クリニック）
 久野 剛史先生（エリクシール）、山田 哲也先生（西奈良中央病院）
 清水 恒良先生（岡波総合病院）、徳田 光紀先生（平成記念病院）
 唄 大輔先生（平成記念病院）、松田 強史先生（奈良西部病院）
- 平成 30 年 12 月 2 日 第 100 回拡大定例会&症例報告会
 参加人数 29 名（かしはら万葉ホール）
 内容：臨床治療の進め方
 講師：榮崎 彰秀先生（さくらい悟良整形外科クリニック）
 講師：久野 剛史先生（エリクシール）
 THA ～術式と脱臼～
 講師：熊田 直也先生（白庭病院）
 症例検討
- 平成 31 年 1 月 17 日 第 101 回定例会
 参加人数 24 名（いかるがホール）
 内容：股関節の後方軟部組織 講師：原 康祐先生（さくらい悟良整形クリニック）
 症例検討
- 平成 31 年 2 月 21 日 第 102 回定例会
 参加人数 30 名（かしはら万葉ホール）
 内容：大腿骨頸部骨折術後の跛行について
 講師：城谷将輝 先生（平成まほろば病院）
 症例検討

- 平成 31 年 3 月 28 日 第 103 回定例会
参加人数 19 名 (いかるがホール)
内容：股関節の X-P
講師：清水智弘先生 (エリクシール)
症例検討

3) 発達障害児・者勉強会 代表：古川 智子

活動内容

- 第 28 回 平成 30 年 4 月 20 日 19 時 00 分～21 時
場所：喜多野診療所
参加者：17 名
内容：症例検討「重症心身障害児」
講師：古川 智子先生

- 第 29 回 平成 30 年 8 月 17 日 19 時～21 時
場所：東大寺福祉療育病院
参加者：15 名
内容：「顎がすわる頃までの正常発達について」
講師：高島 正治先生

- 第 30 回 平成 30 年 12 月 21 日 19 時～21 時
場所：ウエルケア悠
参加者：9 名
内容：「2 か月～3 か月の乳児の観察」
講師：中谷充志先生

4) 3 学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表：坂本 雅尚

活動内容

- 日時：毎月 1 回不定期の金曜日 19：30～21：00
場所：奈良県理学療法士協会事務所
内容：呼吸療法認定士試験に向けて、講習テキストに沿い各メンバー持ち回りで勉強会を実施
試験結果：第 23 回 3 学会合同呼吸療法認定士試験 受験者 5 名中 4 名合格

	内 容	担 当
3 月	スケジュール調整 呼吸管理に必要な解剖・生理	鈴木先生（天理よろづ相談所病院 白川分院）
4 月	呼吸不全の病態と管理	坂本兼玲先生、柴田先生（平成記念病院）
5 月	血液ガスの解釈	車谷先生（奈良県総合医療センター）
6 月	人工呼吸器の基本構造および人工呼吸とその適応	坂本兼玲先生、柴田先生（平成記念病院）
7 月	酸素療法・薬物療法・新生児の呼吸管理	仲野先生（奈良県立医科大学附属病院）
8 月	予想問題解答と解説、人工呼吸器の保守および医療ガス、気道確保と人工呼吸	坂本雅尚（平成記念病院）
9 月	NPPV とその管理法、開胸・開腹手術後の肺合併症、人工呼吸中のモニター、呼吸不全の全身管理等	辻先生（平成まほろば病院）
10 月	肺機能検査、人工呼吸中の集中治療、在宅人工呼吸	坂本雅尚（平成記念病院）
11 月	模擬テスト	坂本雅尚（平成記念病院）
12 月	試験問題の確認	

5) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：松本 大輔

活動内容

- 平成 30 年 11 月 18 日（日） 13 時 00 分～ 16 時 00 分
なら糖尿病デー 2017 での理学療法ブースの運営
- 会 場 ：奈良県社会福祉総合センター
- テーマ ：『(あなたは大丈夫?) 体力をチェックして運動を体験しよう!』
- スタッフ：奈良県 PT 協会会員 18 名
- 一般参加：約 30 名

災害対策委員会

当委員会は発足して2年しか経過していない委員会です。昨年は、県内で初めて災害対策研修会を開催しました。実際に熊本地震で中心的に活動をされていた佐藤先生を講師として呼びして、災害時の熊本県の状況やその対応を講演して頂き、午後からは大規模災害リハビリテーション本部運営ゲーム（REHUG）を参加者全員で体験して頂きました。参加者からは「何度でも実施しないといけない」など、災害の混乱の中での活動の大変さを感じて頂きました。また、昨年度は士会員からJIMTEFのベーシック、アドバンス各研修にも参加して頂きました。今後も一人でも多く災害時活動の理解向上に向け、参加者を増やしていきたいと思います。継続して奈良県や各市町村の災害マニュアルやハザードマップ、各都道府県士会での災害活動状況の情報収集、災害時基本活動マニュアルの近畿ブロック全体での統一等も取り組んでおります。今年度も研修会を開催しますので、是非ご参加いただきますようよろしくお願い致します。

新人研修委員会

新人研修委員会

委員長 和田 善行

新人研修委員会は免許取得後1～5年目を対象とした基本的な講習会を運営しています。

2019年度は、理学療法士講習会（基礎編 理論）5コースと新人研修委員主催の2コースを開催予定です。いずれも系統だった講習会となっています。奈良県は都道府県別でも理学療法士講習会は上位の開催数になっており、新人教育プログラム付与やポイント付与の対象となっています。これを機会にあらゆる分野の基礎を底上げして、認定理学療法士、専門理学療法士の取得を目指してみたいはいかがでしょうか。

2019年度予定

1. 委員会開催 年4回
2. 講習会開催

開催予定日	テーマ
2019年 5月18日(土)～19日(日)	理学療法士講習会「呼吸器リハビリテーション」コース
2019年 8月31日(土)～9月1日(日)	「循環器リハビリテーション」コース
2019年10月 5日(土)～ 6日(日)	理学療法士講習会「脳卒中リハビリテーション」コース
2019年11月 9日(土)～10日(日)	理学療法士講習会 「装具・車いすリハビリテーション」コース
2019年12月 ～ 2020年1月	「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」コース
2020年 1月25日(土)～26日(日)	理学療法士講習会「運動器リハビリテーション」コース
2020年 2月15日(土)～16日(日)	理学療法士講習会「地域リハビリテーション」コース

ブロック活動推進委員会

平成 30 年 12 月 9 日（日）に 3 ブロックの症例検討会を いかるがホール 研修室 1 ～ 4 において昨年度と同様にセッションごとに分け開催しました。当日は演者等も含め 36 名の方にお集まり頂き、活発なディスカッションが行われました。また特別講演として畿央大学 教授の田平 一行 先生を講師にお招きして、「内部障害における症例検討のポイント」をテーマにご講演を頂きました。ご高名でおられる田平先生ですが、その根底におありなのは“臨床における何故？を解決されようとするエネルギー”であることと感じさせて頂き、大変意義高い内容でした。

今後もブロック別症例検討会を開催させて頂く予定です。施設を越えた相談や、日頃の臨床での悩みの解決が活発に行える場となりますよう準備してまいります。どのような形においての開催かは検討中ですが、多くの発表をお願いします。またそれ以外の事業においても、“こんなことをしてみたい！”とアイデア（それぞれのブロックにおいての特色があっても結構です）がございましたら所属されますブロック代表世話人までご連絡頂きますようお願いいたします。

皆様、積極的なご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

北和ブロック：代表世話人 中谷 充志（介護老人保健施設 ウェルケア悠）
奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡
中和ブロック：代表世話人 松本 大輔（畿央大学）
大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡
南和ブロック：代表世話人 鴨川 浩二（南奈良総合医療センター）
桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、
五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

症例検討会

北和ブロック（11題）

- ・ 右 THA 術後患者の歩行の安全性向上を目指した一症例
前田 亜由実（東生駒病院）
- ・ 右膝蓋骨骨折を呈し歩容改善に難渋した一症例
愛須 美里（東生駒病院）
- ・ 左大腿骨頸部骨折を受傷し立ち上がり動作の安全性・安定性の向上を目指した症例
常山 陽菜乃（東生駒病院）
- ・ 第 1 腰椎圧迫骨折により起居動作困難となった症例
中野 靖之（東生駒病院）
- ・ 安全な着座動作の獲得に着目した症例報告
横谷 菜帆（東生駒病院）

- ・第2腰椎椎体骨折を受傷し、パーキンソン病を伴う小刻み歩行にアプローチした症例

五十嵐 直人（東生駒病院）

- ・起立動作での上肢依存を軽減させ上肢の異常知覚・手指巧緻性改善を目指した症例

小林 加奈（東生駒病院）

- ・座位姿勢の変化に伴う立ち上がり動作に着目した一症例

岩城 成美（東生駒病院）

- ・神経症状を呈する腰椎圧迫骨折を受傷された一症例

浦川 優人（阪奈中央病院）

- ・心疾患と低栄養の既往のある大腿骨人工骨頭置換が施行された症例に対して運動負荷に着目した一症例

吉見 一晃（阪奈中央病院）

- ・慢性心不全の廃用症候群とフレイルによりQOL低下をきたした一症例

伊達 麻里菜（阪奈中央病院）

中和ブロック（2題）

- ・立位バランスの改善により歩行能力が向上した多発性脳梗塞後患者の一症例

友井 悠里子（天理よろづ相談所病院 白川分院）

- ・下肢脆弱性の高い下肢麻痺患者について ～退院支援を中心に～

間瀬 寛史（高井病院）

南和ブロック（4題）

- ・既往歴に重度左片麻痺及び遂行機能障害を呈する左大腿骨顆上骨折術後の一症例
～乗車動作困難に対して課題指向型アプローチを試みて～

堀内 信吾（大和橿原病院）

- ・超高齢片麻痺患者の独居自宅退院への取り組み

西井 美紗衣（南奈良総合医療センター）

- ・超高齢患者に対するリハビリテーションアプローチについて

白築 美聡（南奈良総合医療センター）

- ・血友病性関節症に対して人工膝関節全置換術を施行した1症例

白井 大祐（奈良県立医科大学附属病院）



特 別 講 演

テーマ：「内部障害における症例検討のポイント」

講 師： 畿央大学 健康科学部 理学療法学科 教授 田平 一行 先生



「臨床実習形態の変更について」

関西学研医療福祉学院 理学療法学科

浅川数典

「はじめに」

理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則は理学療法士法・作業療法士法に基づいて養成校に関わる基準などを定める法令であり、数年から数十年ごとに改定されます。

1999 年の改定では教育内容の弾力化や単位制の導入などのカリキュラムの大網化が図られ、今回約 20 年ぶりに高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築などにより、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が変化し、より質の向上が求められる。また国民の信頼と期待に応える理学療法士の育成が必要であり、かつ学校養成施設の増加によって、臨床実習の在り方の見直し等が求められ、教育内容や教員資格および臨床実習の内容が大幅に改定されました。

「なぜ今なのか？」

冒頭で述べたことに加え、臨床実習教育を含む理学療法教育の現状について、2016 年 3 月に 質問主意書が衆議院において提出されました。

質問主意書の中でも、以下の 2 点に答弁がなされました。

④ 無資格診療の疑いについて

臨床実習において対象者を受け持たせ、その評価、治療・練習までを行なわせている実態

があり、指導者の指導下にあるといえ、無資格である学生に一連の行為を行わせるのは不適切であるという指摘であった。

④ 臨床実習の実態について

医学生、看護学生の臨床・臨地実習に関しては国の指針により、臨床・臨地実習体制が構築されているが、理学療法士作業療法士の臨床実習に関して何ら整備が行われていない、臨床実習指導者の要件とその研修体制があるか？指導者からのパワハラ・セクハラ・いじめ・暴力等の被害事例を把握しているのかなどの指摘がなされました。

以上のことにより早急に法整備が必要となり約 2 年の歳月を経て指定規則改定がなされました。

「臨床実習時間のテコ入れの経緯は？」

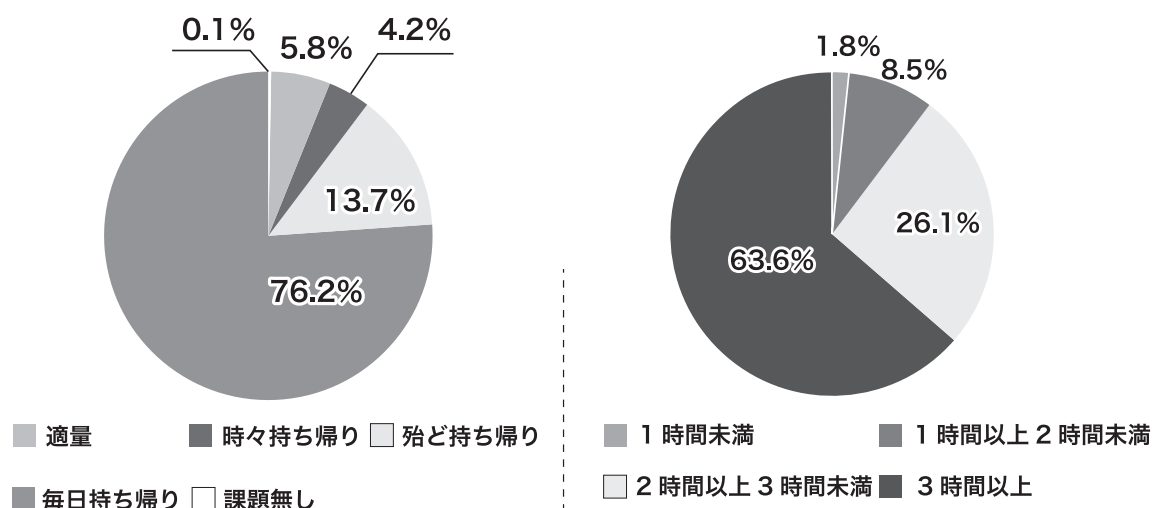
何故、臨床実習時間もテコ入れされたと考えますか？

ご存知とは思いますが、現在の臨床実習の総時間数は 810 時間となっており、1 単位の時間は 1 週間で 45 時間です。

「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」が、臨床実習の単位追加やカリキュラム等の見直しを検討するにあたり、より実態に即した教育内容への見直しを行えるように、学生が実経験を通して、現教育内容についてどのような問題意識を持っているのかを把握した。そして、その結果を踏まえ、今後の議論の中で参考にすることを目的として実施された アンケート調査において、75%以上が臨床実習中に「毎日自宅に持ち帰り課題を行っていた」また、「自宅で課題に費やす1日あたりの時間数」について 60%以上が「3 時間以上」と回答した。

調査により、学生の負担が多すぎる実態が明らかになり、かつ学生への安全配慮義務の観点からも、1 単位を 40 時間以上の実習をもって構成することへ変更され、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め 45 時間以内とされた。

また、これは現行の臨床実習でも適応するとされ、1 単位の時間数である「45 時間」においても、臨床実習の時間外に当該臨床実習に必要な書類の作成等を行う時間を含むものとご理解をいただきたい。



(理学療法士作業療法士カリキュラム等検討会 資料 4-1 学生、卒業生に対するアンケートより)

「最後に」

今回の指定規則改正では、臨床実習の要件以外にも、修めるべき総単位数が 93 単位から 101 単位へ、最低履修時間数が 2,990 時間以上から 3,120 時間以上へ引き上げられました。また専任教員の要件として、5 年以上業務に従事した者に加え、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（132 時間から 360 時間へ）を終了した者又は理学療法士の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有する者（大学において教育の本質・目的、心身の発達と学修の過程、教育の方法・技術、教科教育法などを合計 4 単位以上修めている者）と臨床経験だけでなく、教員としての研修が義務付けられました。

これは、今後の医療や理学療法士の取り巻く環境の変化への対応のみならず、現代における学生の変化に合わせた、養成教育、臨床教育を反映させたものと考えます。結びに、日々、職員への安全配慮義務に注意を払われていると思いますが、これは学校教育および臨床実習中の学生も対象となります。理学療法士の職業倫理ガイドラインにも記載があるように、われわれ理学療法士は後進の育成義務があり、また新人ならびに学生の範となる必要があります。

現在は、臨床実習指導者中央講習会で臨床実習指導者講習会において講師、ファシリテーターを養成している段階です。

また当校は全国リハ協会の奈良県連絡校となっており、臨床実習指導者講習会開催に向けて具体的な内容検討を奈良県士会主動で共同して行なっていく予定となっています。日々業務多忙な中ですが、臨床実習指導者講習会への参加をお願いいたしますとともに、ご理解を頂ければ幸いです。

「臨床実習指導者の要件について」

実態調査結果および国会答弁より、臨床実習指導者ならびに専任教員の要件も大きく変わりました。

これまでの臨床実習指導者要件は、「理学療法に関し相当の経験を有し、そのうち少なくとも 1 人は 3 年以上の業務に従事した者であること」であったが、経験年数は 5 年以上へと増加し、かつ臨床実習指導者講習会受講が必須となりました。

臨床実習指導者講習会とは、厚生労働省が指定する臨床実習指導者講習会、厚生労働省および 公益財団法人医療研修推進財団が実施する「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員 等講習会」が該当します。この講習会は臨床経験 4 年以上経過された理学療法士が対象となり時間は 16 時間以上と義務付けられ、連続 2 日間での開催を想定しています。

「何故患者担当制から診療参加型なのか？」

学生時代の実習を思い返せば大半の先生方は患者担当制であったと思います。この方法は、学生が一人の患者にじっくりと時間を掛けて理学療法を展開できるため、理想的な方法とされてきましたが、その妥当性について、検証されることなく継承され、睡眠不足や体力低下を重ねながらもレポート完成が主目的となって実習を行なっていませんでしたでしょうか？

我々が当たり前の様に指導され、当たり前の様に指導してきた実習体系を国は「ノー」といっています。また無資格者である学生が単独診療を行なうことのコンプライアランスの問題も指摘されています。

私も実際に「質の担保できるのか？」「臨床思考や統合と解釈、問題解決能力が養われるのか？」など懸念しますが、国の方針に従って、継承されてきた患者担当制を捨てる勇気と、診療参加型を取り入れる勇気が必要であると考えています。

本来、臨床実習はレポートを書くための実習ではなく、学生を診療チームの一員として受け入れ、より多くの実体験を通して経験値を養い、習得すべきスキルとプロフェッショナリズムを育成していくのが診療参加型実習であると考えます。

さて、新人教育の際にはどのようにされているのでしょうか？ OJT (on the job training) という視点で行なわれているのではないのでしょうか？昔のように「目で盗んで学べ」ということはしていないと思います。これは学生にも置き換えられることだと思いませんか？

『地域包括ケアシステム』

地域包括ケアシステム推進委員会 委員長
医) 鴻池会 介護老人保健施設鴻池荘
訪問リハビリテーション
堀田 修秀

『地域包括ケアシステム』というワードを何度も耳にされた事があるかと思います。しかしながら、『地域ってどこ?』『何を包括?』『どのようなケア?』など自分の言葉で人に説明できるかといえど中々難しいかと思えます。病院勤務だから関係ないんじゃないか、在宅領域で働くセラピストが知っていればいいんじゃないかなど、言葉だけが独り歩きしてしまい本質が我々の業界の中だけをとっても周知できていないのが現在の状況だと思います。

遡ること 2005 年の介護保険改正により『地域包括ケアシステム』という言葉が生まれ、その後の改正では条文に「自治体が地域包括ケアシステムの推進の義務を担う」と明記され、システム構築が義務化された経緯があります。2015 年の同法改正において、『地域包括ケアシステム』の構築に向けた在宅医療と介護の推進、地域ケア会議の推進、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設など、構築に向けてより具体的に進められてきています。

『地域包括ケアシステム』とは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムとされています。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととされ地域の実情に応じたシステムの構築が期待されています。また、「時々入院、ほぼ在宅」が詠われ、今まで病院完結型であった体系は、地域で最期まで完結させることとされています。

以上のような説明が、皆さまもさまざまな文献などで見かけられると思います。しかしながら、これらの文章から理学療法士として具体的な地域貢献をイメージできる方は少ないのではないのでしょうか。なぜなら、専門職として何をすべきか、地域特性や地域の実情って何なのか、誰を対象とするのかなど具体的に行動していく方法が分かりにくいからだと思います。

我々、理学療法士は『地域包括ケアシステム』構築において、どのような分野で貢献できるのでしょうか。

日本理学療法士協会では、『地域包括ケアシステム』の構築推進に向けて「地域ケア会議」「介護予防」の 2 つの施策に重点を置き、人材を育成するために研修会を都道府県毎に実施しています。2 つの施策をより理解し、行動できる人材を育成し確保していく為に地域包括ケア推進リーダーならびに介護予防推進リーダー導入研修を基礎研修として実施しています。研修修了者は、各推進リーダーとして市町村から依頼があった際に協力していくこととなります。2018 年には地域包括ケア推進リーダーから地域ケア会議推進リーダーへと名称変更も行われ、また各推進リーダー導入研修カ

リキュラムが改訂され、事業案の検討、行政担当者へのプレゼンテーションスキルなど、より実践に求められる知識・技術・行動を学ぶ内容となっています。2017 年度推進リーダー取得者数は、地域ケア会議推進リーダーは 9075 人、介護予防推進リーダーは 8353 人となっています。

昨年、奈良県における市町村へ理学療法士が協力した事業として、自立支援型地域ケア会議のコンサルタントまた助言者としての出席、地域の通いの場での個別相談や体操指導、住民リーダー養成、介護事業所への指導など多岐に渡ります。各事業については単発事業や継続的に協力させて頂いている事業もあります。

私が属する地域包括ケアシステム推進委員会では、奈良県各市町村から依頼があった際の対応や担当理学療法士の推薦、推進リーダー導入研修会の運営など地域包括ケアシステムに関する事業を担当しています。我々の課題として、まだまだ地域で活動する理学療法士が少ないこと、地域の事業にかかわる理学療法士の質の担保、地域包括ケアシステムに関する認識が低いことなど、より研修内容や啓発に取り組んでいかななくてはならないと考えています。それを踏まえて 2019 年度は、より多くの会員の皆さまに推進リーダーを取得していただき地域また行政の依頼に一丸となって協力していけるように、導入研修をはじめスキルアップ研修などを計画しています。内容として、実際に地域で活躍している理学療法士を講師として、事業の紹介、課題や悩みを参加者と共有して、より現場のイメージをしやすい研修会を提供していければと考えています。

より多くの会員の皆さまにご理解をいただき、研修会へ足を運んでいただければ幸いです。そうした積み重ねが、今後の我々、理学療法士の職域拡大と地域・住民（国民）への貢献へと繋がっていくことと思います。

奈良県各地の地域で必要とされる理学療法士が増えることを祈って結びとさせていただきます。



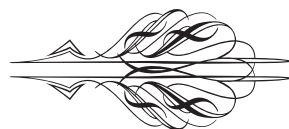
写真 1：
介護予防推進リーダー導入研修



写真 2：
地域包括ケア・介護予防推進
リーダー研修 グループワーク



受賞者紹介



ここでは平成29年度、30年度に内外から表彰された受賞者を紹介し、改めてその栄誉を称えます。



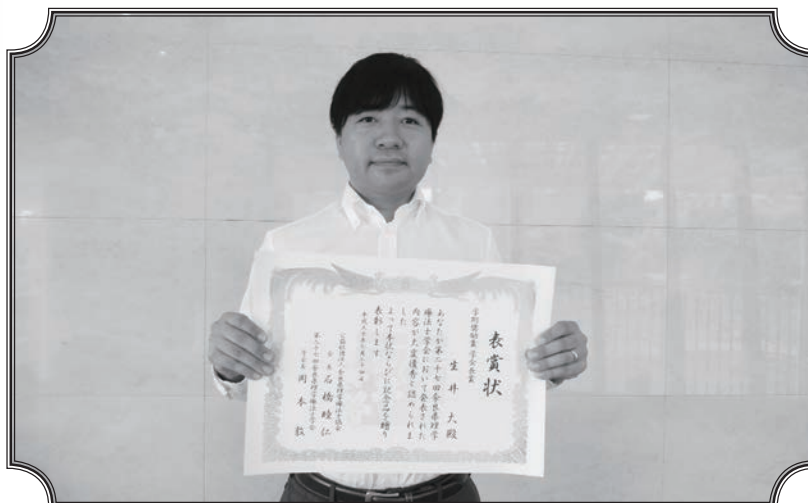
公益社団法人 日本理学療法士協会 協会賞



下出 好夫 会員



公益社団法人 日本理学療法士協会
学術奨励賞 学会長賞



生井 大 会員



公益社団法人 日本理学療法士協会
学術奨励賞 新人賞



望月 真 会員

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

ならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を

算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第 9 条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第 10 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第 11 条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第 12 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 13 条 この法人の定款第 37 条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第 14 条 備品台帳には、購入価格 100,000 円以上のものを記載するものとする。

第 15 条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第 16 条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 17 条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 18 条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

規 程

分 掌 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
- ② 傷害保険に関する事
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関する事
- ② その他

2) 生涯学習部

- ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
- ② その他

3) 学術誌部

- ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

4. 社会局長は以下を統括する。

1) 医療保険部

- ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

2) 介護保険部

- ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

3) 社会福祉部

- ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

4) 理学療法啓発部

- ① 理学療法の啓発に関する事
- ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
- ③ その他

5. 広報局長は以下を統括する。

1) 会誌部

- ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

2) ニュース編集部

- ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

3) ホームページ管理部

- ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
- ② その他

6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。

1) 選挙管理委員会

- ① 理事・監事の選出に関すること
- ② その他

2) 奈良県理学療法士学会準備委員会

- ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
- ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
- ③ その他

3) 公開講座準備委員会

- ① 公開講座の企画・運営に関すること
- ② その他

4) 表彰審査委員会

- ① 表彰審査に関すること
- ② 表彰式の企画・運営に関すること
- ③ その他

5) 新人研修委員会

- ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
- ② その他

6) 専門領域勉強会管理委員会

- ① 専門領域勉強会の管理に関すること
- ② その他

7) ブロック活動推進委員会

- ① ブロック活動に関すること
- ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
- ③ その他

8) 理学療法士講習会準備委員会

- ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
- ② その他

9) 公益法人化推進委員会

- ① 公益社団法人への移行に関すること
- ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会 計 規 程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費

②前渡し金

③支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

- 1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。

- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。
6. 定足数
 - 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
 - 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。
7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。
8. 討議
 - 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
 - 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
 - 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。
9. 採決
 - 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
 - 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。
修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
 - 3) 採決は次の方法の一つとする。
(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
 - 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
 - 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
 - 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。
よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
 - 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
 - 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。
10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。
11. 附則
 - 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
 - 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

選 挙 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。

- 4) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。
告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2～5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表 彰 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則10条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・

協議して行うものとする。

8. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額 20,000 円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション医療に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3) この規程は、令和元年5月1日一部改正し施行する。

事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会 費 規 程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

(1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

(2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。

(3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50 % 以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年 5 月 31 日とする。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度 額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得 等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、会議費（一部員につき会議参加回数×1,000円以下・役員には支払われない）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、昼食費は上限1,500円、夕食費は上限2,000円を実費にて支給する。
 - 6) 理事会等の出席者には会議費として1会議ごとに時給1,000円以下を支給する。ただし、役員には支払われない。
 拡大理事会参加者には上記の会議費と同額を支払う。
 - 7) 各部・委員会の会議時に使用される茶菓子等の費用は、部員数×500円以下を支払う。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合、奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞：本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞：県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞：県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(奈良士協会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ①奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)の登録審査
- ②勉強会の活動内容の確認

③勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など

④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。

②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。

③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。

④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。

⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。

⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。

⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。

2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。

2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

1) ブロック別新人症例検討会の開催

2) ブロック内での情報の収集、提供

3) ブロック内での学術的研修活動

4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良県理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

(1) ブロック間の連絡、調整

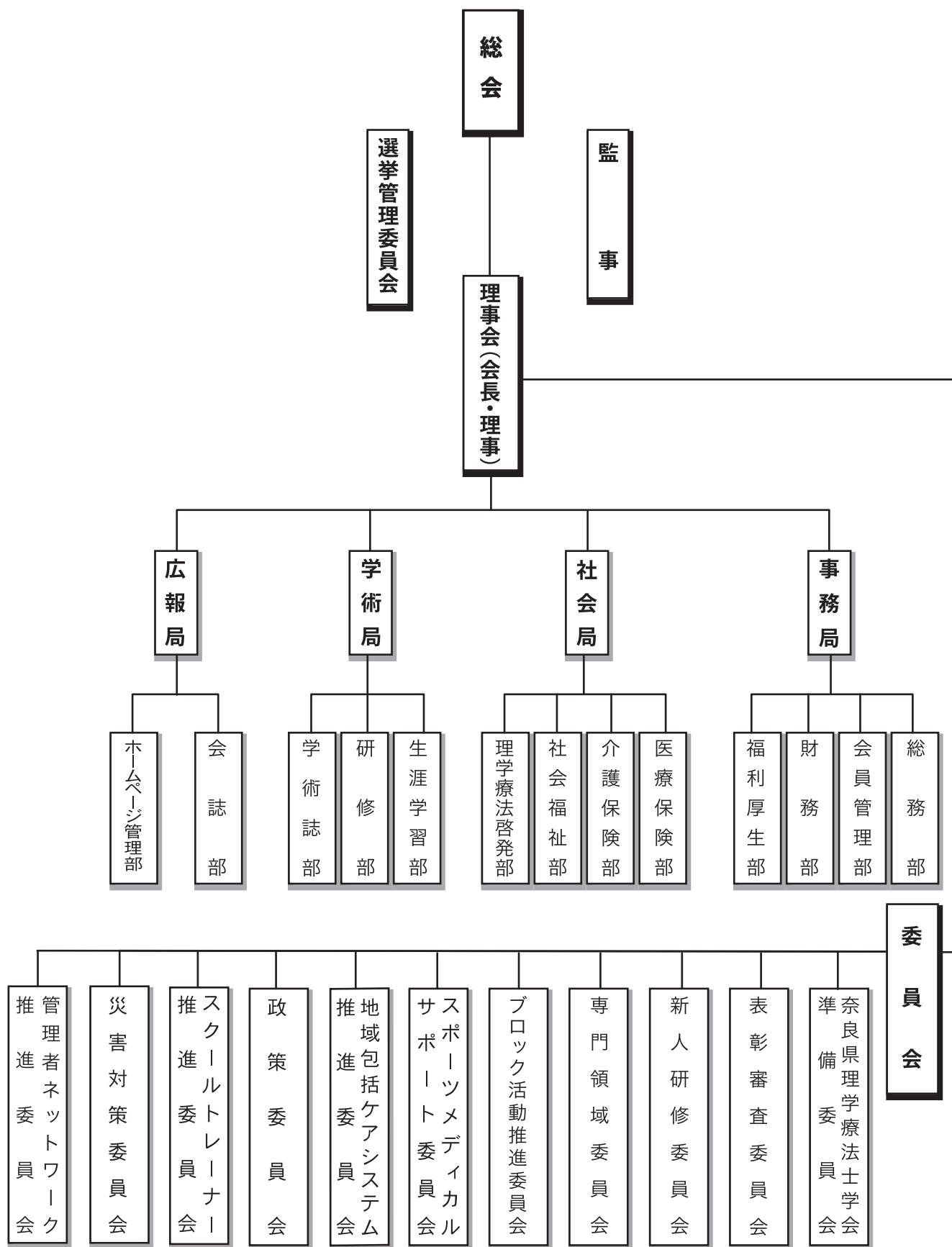
(2) ブロック活動に関する懸案の検討

(3) 各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

(公社)奈良県理学療法士協会組織



☆☆Memo☆☆

2018 年度 奈良県理学療法士協会

施 設 一 覧

2019 年 3 月 3 1 日 現在

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務局

住 所 〒639-0226
奈良県香芝市五位堂三丁目599-2 ホワイトタウン301号室
電話 / FAX 0745-78-2280
ホームページ <https://narapt.jp/>

ブロック別 五十音順・施設名・所属部署・郵便番号・住所・電話番号・FAX 番号

〔北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡〕

いこいの家訪問看護ステーション

〒630-0243 奈良県生駒市俣口町 814-1 ハイネス生駒 302
TEL 0743-70-8300

生駒市立病院 リハビリテーション科
〒630-0213 奈良県生駒市東生駒 1-6-2
TEL 0743-72-1111

大倭病院 理学診療科
〒631-0042 奈良県奈良市大倭町 5-5
TEL 0742-48-1515 FAX 0742-48-1533

おかたに病院 リハビリテーション科
〒630-8141 奈良県奈良市南京終町 1-25-1
TEL 0742-63-7700 FAX 0742-63-7701

介護老人保健施設グランファミリア リハビリテーション科
〒630-0201 奈良県生駒市小明町 1130-111
TEL 0743-75-0013 FAX 0743-75-0014

介護老人保健施設秋篠 リハビリテーション部
〒631-0811 奈良県奈良市秋篠町 1432-1
TEL 0742-53-3001 FAX 0742-53-3002

介護老人保健施設 アップル学園前

〒 631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘 4-3

TEL 0742-51-2200 FAX 0742-51-2201

介護老人保健施設 アンジェロ メディカルケアサービス部

〒 631-0062 奈良県奈良市帝塚山 2-21-21

TEL 0742-44-3300

介護老人保健施設 サンライフ奈良

〒 630-8304 奈良県奈良市南肘塚町 205-1

TEL 0742-22-1177 FAX 0742-22-1178

介護老人保健施設 やすらぎの杜 優楽

〒 630-0223 奈良県生駒市小瀬町 324-2

TEL 0743-76-3300 FAX 0743-76-3404

介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス

〒 630-8041 奈良県奈良市六条町 99-2

TEL 0742-35-1313 FAX 0742-35-1311

(株)ハッピーサービスグループ ハッピーリハビリ&ナースステーション

〒 630-8043 奈良県奈良市六条 2-3-12

TEL 0742-52-8804 FAX 0742-52-8812

医療法人 良仁会 かわたペインクリニック リハビリテーション科

〒 631-0036 奈良県奈良市学園北 1-9-1 パラディ II -5F

TEL 0742-53-1155

関西学研医療福祉学院 理学療法学科

〒 631-0805 奈良県奈良市右京 1-1-5

TEL 0742-72-0600 FAX 0742-72-0635

喜多野診療所

訪問リハビリテーション

〒 630-8237 奈良県奈良市中筋町 15

TEL 0742-22-6120 FAX 0742-22-6120

Kiyo リハビリ PROS

〒 631-0054 奈良県奈良市石木町 845-1

TEL 0742-45-2620 FAX 0742-45-2623

近畿大学医学部奈良病院 リハビリテーション部

〒 630-0293 奈良県生駒市乙田町 1248-1

TEL 0743-77-0880 FAX 0743-77-0901

倉病院

リハビリテーション科

〒 630-0256 奈良県生駒市本町 1-7

TEL 0743-73-4888 FAX 0743-74-2624

こうあん診療所 〒 630-8013	通所リハビリテーション 奈良県奈良市三条大路 1-1-90 奈良セントラルビル 1F TEL 0742-32-0510
こうあん診療所 〒 630-8013	リハビリテーション科 奈良県奈良市三条大路 1-1-90 奈良セントラルビル 1F TEL 0742-32-0510 FAX 0742-32-0515
国立病院機構奈良医療センター 〒 630-8053	リハビリテーション科 奈良県奈良市七条 2-789 TEL 0742-45-4591 FAX 0742-48-3512
済生会奈良病院 〒 630-8145	理学療法室 奈良県奈良市八条 4-643 TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880
済生会奈良病院 〒 630-8145	スポーツリハビリテーション部 奈良県奈良市八条 4-643 TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880
さくらい悟良整形外科クリニック 〒 631-0022	リハビリテーション科 奈良県奈良市鶴舞西町 1-16 マツヨシビル 2 階 TEL 0742-81-9817 FAX 0742-81-9817
沢井病院 〒 630-8258	リハビリテーション科 奈良県奈良市船橋町 8 TEL 0742-23-3086 FAX 0742-23-2805
白庭病院 〒 630-0136	リハビリテーション科 奈良県生駒市白庭台 6-10-1 TEL 0743-70-0022 FAX 0743-70-0023
市立奈良病院 〒 630-8305	リハビリテーション室 奈良県奈良市東紀寺町 1-50-1 TEL 0742-24-1251 FAX 0742-22-2478
スマイルさくらリハビリ訪問看護ステーション 〒 630-0142	奈良県生駒市北田原町 1132-52 TEL 0743-79-1480 FAX 0743-79-1490
高の原中央病院 〒 631-0805	リハビリテーション科 奈良県奈良市右京 1-3-3 TEL 0742-71-1030 FAX 0742-71-7005
谷掛整形外科 〒 630-8441	奈良県奈良市神殿町 644-1 TEL 0742-62-7577 FAX 0742-62-8261

都祁すずらん苑	〒 632-0246	奈良県奈良市都祁友田町 1437 番地	TEL 0743-82-2822
東大寺福祉療育病院	〒 630-8211	リハビリテーション部 奈良県奈良市雑司町 406-1	TEL 0742-27-6733 FAX 0742-23-0198
登美ヶ丘リハビリテーション病院	〒 631-0003	リハビリテーション部 奈良県奈良市中登美ヶ丘 6-12-2	TEL 0742-45-6800 FAX 0742-45-6801
奈良学園大学	〒 631-8524	保健医療学部 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15-1	TEL 0742-95-9800 FAX 0742-95-9850
奈良春日病院	〒 630-8425	リハビリテーション科 奈良県奈良市鹿野園町 1212-1	TEL 0742-24-4771 FAX 0742-27-5873
奈良県総合医療センター	〒 630-8581	リハビリテーション部 奈良県奈良市七条西町 2 丁目 897 番 5 号	TEL 0742-46-6001 FAX 0742-46-6011
奈良小南病院	〒 630-8145	リハビリテーション科 奈良県奈良市八条 5-437-8	TEL 0742-30-6668 FAX 0742-30-6661
奈良市保健所	〒 630-8580	健康増進課 奈良県奈良市二条大路南 1-1-1	TEL 0742-34-5129 FAX 0742-34-3145
奈良西部病院	〒 631-0061	奈良県奈良市三碓町 2143-1	TEL 0742-51-8700 FAX 0742-51-8500
奈良東九条病院	〒 630-8144	リハビリテーション科 奈良県奈良市東九条町 752	TEL 0742-61-1118 FAX 0742-62-8707
奈良リハビリテーション専門学校	〒 630-0213	理学療法学科 奈良県生駒市東生駒 1-77-3	TEL 0743-73-9861 FAX 0743-73-9862
奈良リハビリテーション病院	〒 631-0054	リハビリテーション科 奈良県奈良市石木町 800	TEL 0742-93-7854

西奈良中央病院 〒 631-0022	リハビリテーション科 奈良県奈良市鶴舞西町 1-15	TEL 0742-43-3333 FAX 0742-43-8607
西の京病院 〒 630-8041	リハビリテーション科 奈良県奈良市六条町 102-1	TEL 0742-35-1195 FAX 0742-35-1160
西の京訪問看護ステーションかがやき 〒 630-8041	奈良県奈良市六条町 99-2	TEL 0742-35-1123 FAX 0742-35-1311
バルツァ・ゴードル 〒 630-8425	奈良県奈良市鹿野園町 1000 番 1	TEL 0742-21-7111
阪奈中央病院 〒 630-0243	リハビリテーション科 奈良県生駒市俵口町 741	TEL 0743-74-8660 FAX 0743-74-8690
東生駒病院 〒 630-0212	リハビリテーション科 奈良県生駒市辻町 4-1	TEL 0743-75-0011 FAX 0743-74-7293
訪問看護ステーションこもれび 〒 631-0011	奈良県奈良市押熊町 1110-1	TEL 0742-81-8165 FAX 0742-52-7006
訪問看護ステーションひまわり生駒 〒 630-0213	奈良県生駒市東生駒 1 丁目 509	TEL 0743-85-7228
訪問看護ステーションポシブル飛鳥 〒 630-8211	奈良県奈良市雑司町 368-2	TEL 0742-25-2355 FAX 0742-25-2350
訪問看護ステーションライフ 〒 631-0804	奈良県奈良市神功 5-3-15 ルルデハイツ 103	TEL 074270-1230
訪問看護ステーションるーく 〒 630-0221	奈良県生駒市さつき台 2 丁目 451-204-102	TEL 0743-77-7001 FAX 0743-77-7002
松倉病院 〒 630-8314	理学療法室 奈良県奈良市川之上突抜町 15	TEL 0742-26-6941 FAX 0742-26-2000

やました医院
〒 630-0135 奈良県生駒市南田原町 1039
TEL 0743-71-8234 FAX 0743-71-8233

吉田病院 リハビリテーション科
〒 631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町 1-7-1
TEL 0742-45-4601 FAX 0742-45-5959

ライフケア創合研究所 いこいの家ケアセンター
〒 630-0243 奈良県生駒市俵口町 814-1 ハイネス生駒 302 号
TEL 0743-70-8300 FAX 0743-70-8306

リハビリデイサービスルピナス
〒 630-8325 奈良県奈良市西木辻町 200-58
TEL 0742-25-5070

リハビリ特化型デイサービス エリクシール
〒 630-0131 奈良県生駒市上町 4137
TEL 0743-70-0070 FAX 0743-70-0078

リハビリ訪問看護ステーションルピナス
〒 630-8115 奈良県奈良市大宮町 4-275-1 森村第 3 ビル 201
TEL 0742-30-6585 FAX 0742-30-6586

〔中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡〕

池田整形外科 リハビリテーション科
〒 636-0316 奈良県磯城郡田原本町室町 213
TEL 0744-33-1566 FAX 0744-33-6877

石崎整形外科・内科 通所リハビリテーション
〒 636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留 5 丁目 10 番 28 号
TEL 0745-75-5258

エール訪問看護リハビリステーション
〒 636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代 373-1
TEL 0744-46-9651 FAX 0744-46-9652

介護老人保健施設ウエルケア悠 リハビリテーション部
〒 639-1028 奈良県大和郡山市田中町 728 番地
TEL 0743-55-0210

介護老人保健施設オークピア鹿芝 リハビリテーション室
〒 639-0252 奈良県香芝市穴虫 885-1
TEL 0745-71-3588 FAX 0745-78-2356

介護老人保健施設 かぐやの里 リハビリテーション課
〒 635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉 1799-1
TEL 0745-58-2223 FAX 0745-58-2224

- 介護老人保健施設 グランディ まきば リハビリテーション部
〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 899-7
TEL 0745-76-3450 FAX 0745-76-3422
- 介護老人保健施設 幸寿苑 リハビリテーション部
〒 639-1016 奈良県大和郡山市城南町 2-13
TEL 0743-54-5011 FAX 0743-54-5021
- 介護老人保健施設 ピュアネス 藍
〒 639-1136 奈良県大和郡山市本庄町 1-5
TEL 0743-56-8001 FAX 0743-56-9076
- 介護老人保健施設 ものみの郷 機能訓練室
〒 636-0831 奈良県生駒郡三郷町信貴山東 4-10
TEL 0745-34-0701 FAX 0745-34-0715
- 介護老人保健施設 ユートピア ゆり
〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧薬師山 4244
TEL 0745-43-6273
- 介護老人保健施設 若草園
〒 639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎 58
TEL 0743-57-5535 FAX 0743-57-5536
- 香芝旭ヶ丘病院 リハビリテーション科
〒 639-0265 奈良県香芝市上中 839
TEL 0745-77-8101 FAX 0745-78-4588
- 香芝生喜病院 リハビリテーション科
〒 639-0252 奈良県香芝市穴虫 3300-3
TEL 0745-71-3113
- 片桐民主診療所 デイケア
〒 639-1054 奈良県大和郡山市新町 305-92
TEL 0743-53-7550 FAX 0743-53-7901
- (株) THYME 訪問看護ステーションたいむ
〒 639-1042 奈良県大和郡山市小泉町 2733-2
TEL 0743-85-6776 FAX 0743-87-9299
- 河合診療所 訪問リハビリテーション
〒 636-0054 奈良県北葛城郡河合町穴闇 81-1
TEL 0745-57-0212 FAX 0745-57-1033
- 畿央大学健康科学部 理学療法学科
〒 635-0832 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
TEL 0745-54-1601 FAX 0745-54-1600

畿央大学大学院 〒 635-0832	健康科学研究科 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2 TEL 0745-54-1601	
恵王病院 〒 636-0002	奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-10-18 TEL 0745-72-3101 FAX 0745-32-8146	
こいずみ PT 整骨院 〒 639-0237	奈良県香芝市すみれ野 2-6-11 TEL 0745-77-3273 FAX 0745-77-3273	
郡山青藍病院 〒 639-1136	リハビリテーション室 奈良県大和郡山市本庄町 1-1 TEL 0743-56-8000 FAX 0743-59-0022	
国保中央病院 〒 636-0302	リハビリテーション室 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1 TEL 0744-32-8800 FAX 0744-32-8811	
JCHO 大和郡山病院 〒 639-1013	リハビリテーション科 奈良県大和郡山市朝日町 1-62 TEL 0743-53-1111 FAX 0743-55-2252	
社会福祉法人三郷町社会福祉協議会 〒 636-0812	生活支援係 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 2 番 1 号 TEL 0745-34-1008	
医療法人弘生会 関屋病院 〒 639-0254	リハビリテーション室 奈良県香芝市関屋北 5 - 11 - 1 TEL 0745-77-2434 FAX 0745-77-6940	
高井病院 〒 632-0006	リハビリテーション室 奈良県天理市蔵之庄町 470-8 TEL 0743-65-0372 FAX 0743-65-5616	
高宮病院 〒 632-0052	理学療法科 奈良県天理市柳本町 1102 TEL 0743-67-1605 FAX 0743-67-0323	
田北病院 〒 639-1016	理学療法室 奈良県大和郡山市城南町 2-13 TEL 0743-54-0112 FAX 0743-54-0118	
たなかクリニック 〒 636-0933	訪問部 奈良県生駒郡平群町下垣内 124 番地 TEL 0745-44-9841 FAX 0745-45-1916	

田原本町社会福祉協議会 地域包括支援センター
〒 636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 336-1
TEL 0744-34-2104 FAX 0744-34-7305

通所リハビリテーションだいち
〒 639-1115 奈良県大和郡山市横田町 708-3
TEL 0743-59-5761 FAX 0743-59-5762

通所リハビリテーションぬくもり
〒 639-0231 奈良県香芝市下田西 2-7-61
TEL 0745-71-1177 FAX 0745-71-1180

天理よろづ相談所病院 リハビリセンター
〒 632-8552 奈良県天理市三島町 200
TEL 0743-63-5611 FAX 0743-63-1530

天理よろづ相談所病院白川分院 リハビリテーションセンター
〒 632-0003 奈良県天理市岩屋町 604
TEL 0743-61-0118 FAX 0743-61-0203

特別養護老人ホームあすなら苑 安心ケアシステム
〒 639-1126 奈良県大和郡山市宮堂町 160 - 7
TEL 0743-57-1165

特別養護老人ホームてんとう虫
〒 636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田 8-1507
TEL 0745-34-0980

特別養護老人ホーム福住光明苑 リハビリテーション科
〒 632-0122 奈良県天理市福住町 6328 番地
TEL 0743-68-6500 FAX 0743-68-6501

永野整形外科クリニック
〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘 4-2-1
TEL 0745-77-2121 FAX 0745-77-2129

奈良県西和医療センター リハビリテーション部
〒 636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室 1-14-16
TEL 0745-32-0505 FAX 0745-32-0517

奈良県総合リハビリテーションセンター
〒 636-0393 奈良県磯城郡田原本町多 722
TEL 0744-32-0200 FAX 0744-32-0208

奈良厚生会病院 リハビリテーション科
〒 639-1039 奈良県大和郡山市椎木町 769-3
TEL 0743-56-5678 FAX 0743-56-8555

奈良東病院 リハビリテーション科
〒 632-0001 奈良県天理市中之庄町 470
TEL 0743-65-1771 FAX 0743-65-4157

奈良ベテルホーム 事務課医療技術係
〒 636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台 1-8-1
TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223

ならやまと整形外科スポーツクリニック
〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 3413-1
TEL 0745-43-9292

奈良友紘会病院 リハビリテーション科
〒 639-0212 奈良県北葛城郡上牧町服部台 5-2-1
TEL 0745-78-3588 FAX 0745-76-8156

西大和リハビリテーション病院 リハビリテーション科
〒 639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台 3 丁目 2-2
TEL 0745-71-6688 FAX 0745-71-1111

ぬくもりグループ香芝
〒 639-0231 奈良県香芝市下田西 2-7-61
TEL 0745-78-6530

白鳳短期大学 リハビリテーション学専攻
〒 636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下 1-7-17
TEL 0745-32-7890 FAX 0745-32-7870

服部記念病院 リハビリテーション科
〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 4244
TEL 0745-77-1333 FAX 0745-77-1340

ひろ整形外科クリニック リハビリテーション科
〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘 2-30-1
TEL 0745-51-5888 FAX 0745-70-5885

平成記念病院 リハビリあ・える田原本
〒 636-0311 奈良県磯城郡田原本町八尾 582-1 リハビリあ・える田原本
TEL 0744-33-0222 FAX 0744-33-0211

訪問看護ステーションひまわりⅡ
〒 632-0015 奈良県天理市三島町 125-1
TEL 0743-62-3334

訪問看護ひまわりⅡ
〒 632-0018 奈良県天理市別所町 241-4
TEL 0743-62-3334

ポシブル大和郡山

〒 639-1042 奈良県大和郡山市小泉町 2849
TEL 0743-58-1100 FAX 0743-58-1115

宮城医院

〒 632-0034 リハビリテーション科
奈良県天理市丹波市町 302
TEL 0743-63-1114

大和園王寺デイサービスセンター リハビリ

〒 636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下 161-1
TEL 0745-72-8580

大和園デイサービスセンター広陵温泉

〒 635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉 173 番 -1
TEL 0745-55-1126

やわらぎクリニック リハビリテーション科

〒 636-0822 奈良県生駒郡三郷町立野南 2-8-12
TEL 0745-31-6611 FAX 0745-31-6622

リハビリトゥモロー香芝

〒 639-0245 奈良県香芝市畑 2-812-1
TEL 0745-78-7311 FAX 0745-78-7312

**〔南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡〕**

秋津鴻池病院 リハビリテーション部

〒 639-2273 奈良県御所市池之内 1064
TEL 0745-63-0601 FAX 0745-62-1092

明日香村役場 健康づくり課

〒 634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡 55 番地
TEL 0744-54-5550 FAX 0744-54-5551

医療法人桂会 平尾病院 リハビリテーション科

〒 634-0076 奈良県橿原市兵部町 6-28
TEL 0744-24-4700 FAX 0744-25-4672

医療法人拓誠会 辻村病院

〒 633-2221 奈良県宇陀市菟田野区松井 7-1
TEL 0745-84-2133 FAX 0745-84-2864

植田医院

〒 633-0001 奈良県桜井市三輪 496-1
TEL 0744-42-6107 FAX 0744-42-5613

潮田病院

〒 639-3111 リハビリテーション科
奈良県吉野郡吉野町上市 2135
TEL 0746-32-3381

宇陀市立病院 リハビリテーション科
〒 633-0298 奈良県宇陀市榛原区萩原 815
TEL 0745-82-0381 FAX 0745-82-0654

介護老人福祉施設友喜苑
〒 637-0014 奈良県五條市住川町 1165-4
TEL 0747-26-5577 FAX 0747-26-5588

介護老人保健施設光陽 リハビリテーション部
〒 635-0051 奈良県大和高田市根成柿 321-1
TEL 0745-53-1115 FAX 0745-53-1116

介護老人保健施設鷺栖の里 リハビリテーション課
〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 85-1
TEL 0744-21-1600 FAX 0744-21-1616

介護老人保健施設シルバーケアまほろば 施設相談課
〒 633-0054 奈良県桜井市阿部 323
TEL 0744-46-1311

介護老人保健施設そよ風荘 リハビリ室
〒 638-0001 奈良県吉野郡下市町阿知賀 621-1
TEL 0747-52-2781 FAX 0747-53-2066

介護老人保健施設でいあほうむ吉野 機能訓練室
〒 638-0853 奈良県吉野郡大淀町矢走 666-6
TEL 0747-54-3388 FAX 0747-54-3318

介護老人保健施設花櫃 リハビリ室
〒 634-0828 奈良県橿原市古川町 395-1
TEL 0744-26-1371 FAX 0744-26-1372

介護老人保健施設まきむく草庵 リハビリテーション部
〒 633-0081 奈良県桜井市草川 58 番地
TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

介護老人保健施設万葉テラス リハビリ室
〒 634-0832 奈良県橿原市五井町 247
TEL 0744-26-2288 FAX 0744-26-2277

介護老人保健施設大和三山 リハビリテーション科
〒 634-0012 奈良県橿原市膳夫町 477-17
TEL 0744-23-6688

介護老人保健施設やまのベググリーンヒルズ リハビリテーション部
〒 633-0087 奈良県桜井市大豆越 104-1
TEL 0744-45-5960 FAX 0744-45-5961

介護老人保健施設ルポゼまきの リハビリテーション部

〒 637-0077 奈良県五條市大沢町 9-8

TEL 0747-24-0033 FAX 0747-22-7707

介護老人保健施設ルポゼまきの 在宅部 通所リハビリテーション

〒 637-0077 奈良県五條市大沢町 9-8

TEL 0747-24-0033 FAX 0747-22-7707

介護老人保健施設ローズ 理学療法士

〒 637-0071 奈良県五條市二見 5-3-64

TEL 0747-22-5200 FAX 0747-22-5201

橿原市子ども総合支援センター 子ども療育課 (かしの木園)

〒 634-0051 奈良県橿原市白橿町 8-19-1

TEL 0744-27-8585 FAX 0744-27-8411

橿原リハビリテーション病院 リハビリテーション科

〒 634-0032 奈良県橿原市田中町 104-1

TEL 0744-25-1251 FAX 0744-20-2071

(株)リライト

〒 634-0042 奈良県橿原市菖蒲町 3 丁目 18-7

TEL 080-6132-1716

共和リハビリテーション診療所 リハビリテーション科

〒 633-0091 奈良県桜井市桜井 267-1

TEL 0744-45-5688 (代表) FAX 0744-46-1358

五條市立養護老人ホーム花咲寮 あんしん福祉部

〒 637-0084 奈良県五條市釜窪町 1480 番地

TEL 0747-22-2939 FAX 0747-26-1605

済生会御所病院 リハビリテーション科

〒 639-2306 奈良県御所市三室 20

TEL 0745-62-3585 FAX 0745-63-2335

済生会中和病院 リハビリテーション科

〒 633-0054 奈良県桜井市阿部 323

TEL 0744-43-5001 FAX 0744-42-4430

隅田クラブ訪問看護ステーション リハビリテーション部

〒 637-0004 奈良県五條市今井 4-1-1

TEL 0747-26-2100 FAX 0747-26-2801

ちゅうわ往診クリニックデイケアセンター リハビリテーション部

〒 634-0804 奈良県橿原市内膳町 4-43-6

TEL 0744-29-6661 FAX 0744-29-6665

土庫病院 〒 635-0022	リハビリテーション科 奈良県大和高田市日之出町 12-3 TEL 0745-53-5471 FAX 0745-22-0517
中井記念病院 〒 635-0051	理学療法科 奈良県大和高田市根成柿 151-1 TEL 0745-21-1100 FAX 0745-21-1101
奈良県立医科大学 〒 634-8521	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 奈良県橿原市四条町 840 TEL 0744-29-8887
奈良県立医科大学附属病院 〒 634-8522	医療技術センターリハビリテーション係 奈良県橿原市四条町 840 TEL 0744-22-3051 FAX 0744-22-4121
南和広域医療企業団 〒 637-8511	五條病院 リハビリテーション室 奈良県五條市野原西 5-2-59 TEL 0747-22-1112 FAX 0747-25-2860
南和広域医療企業団吉野病院 〒 639-3114	診療支援部 奈良県吉野郡吉野町丹治 130-1 TEL 0746-32-4321 FAX 0746-32-5512
南和病院 〒 638-0833	リハビリテーション科 奈良県吉野郡大淀町福神 1-181 TEL 0747-54-5800 FAX 0747-53-0399
平成記念病院 〒 634-0813	リハビリテーション科 奈良県橿原市四条町 827 TEL 0744-29-3300 FAX 0744-29-3311
平成記念病院 〒 634-0074	リハビリあ・える神宮前 奈良県橿原市四分町 85-1 鷺栖の里内 1 階 TEL 0744-47-3670 FAX 0744-47-3671
平成まほろば病院 〒 634-0074	リハビリテーション科 奈良県橿原市四分町 82-1 TEL 0744-21-7200 FAX 0744-21-7222
訪問看護ステーションかしの木 〒 634-0004	訪問リハビリテーション 奈良県橿原市木原町 90-3 TEL 0744-20-2299 FAX 0744-20-2550
訪問看護ステーション人楽 〒 635-0026	奈良県大和高田市神楽 254-3 TEL 0745-44-0026
訪問看護ステーションひゅっぐりー 〒 633-0003	奈良県桜井市朝倉台東 2-538-101 TEL 0744-48-3375

訪問看護ステーションみそら

〒 634-0804 奈良県橿原市内膳町 4-43-6

TEL 0744-29-6671 FAX 0744-29-6672

南奈良総合医療センター リハビリテーション科

〒 638-8551 奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1

TEL 0747-54-5000 FAX 0747-54-5020

大和橿原病院 リハビリテーション科

〒 634-0045 奈良県橿原市石川町 81

TEL 0744-27-1071 FAX 0744-27-4609

大和高田市立病院 リハビリテーション科

〒 635-0094 奈良県大和高田市磯野北町 1-1

TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908

山の辺病院 リハビリテーション科

〒 633-0081 奈良県桜井市草川 60

TEL 0744-45-1199 FAX 0744-42-1320

ユウティール訪問看護ステーション

〒 634-0007 奈良県橿原市葛本町 220-6

TEL 0744-20-3353 FAX 0744-20-3354

吉本整形外科・外科病院 リハビリテーション部

〒 635-0075 奈良県大和高田市野口 136

TEL 0745-53-3352 FAX 0745-53-3351

社会医療法人 平成記念会 通所介護事業所 リハビリあ・える神宮前

〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 85-1 介護老人保健施設 鷺 栖の里 施設内

TEL 0744-47-3670 FAX 0744-47-3671

リハビリあ・える 訓練課

〒 634-0007 奈良県橿原市葛本町 299-1

TEL 0744-21-8080 FAX 0744-21-8877

リハビリトゥモロー

〒 635-0076 奈良県大和高田市大谷 355-2-102

TEL 0745-23-3113 FAX 0745-23-3113

リハビリ訪問看護ステーションやまと

〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 154-59

TEL 0744-24-8600 FAX 0744-24-8602

老人保健施設 ふれあい リハビリ室

〒 635-0022 奈良県大和高田市日之出町 13-15

TEL 0745-23-5530 FAX 0745-23-5376

(賛 助 会 員 名) 五十音順

株式会社 イカリトンボ

〒 636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町竜田 3 丁目 2-46
TEL 0745-75-2028

株式会社 大床義肢

〒 639-1045 奈良県大和郡山市小林町西 1 丁目 4-7
TEL 0743-56-8944

株式会社 奈良義肢

〒 630-8435 奈良県奈良市西九条町 3-2-23
TEL 0742-62-7979

株式会社 富金原義肢

〒 571-0039 大阪府門真市速見町 13-17
TEL 06-6909-6528

川村義肢 株式会社

〒 574-0064 大阪府大東市御領 1-12-1
TEL 072-875-8020

有限会社 ウインド

〒 604-0962 京都市中京区夷川通御幸町西入達磨町 588 - 1
TEL 075-257-8184

有限会社 関西義肢製作所

〒 571-0048 大阪府門真市新橋町 29-1
TEL 06-6908-0911

有限会社 ツザキ・ケア・ブレイス

〒 636-0347 奈良県磯城郡田原本町新木 1-141
TEL 0744-33-3678

山一 株式会社

〒 550-0001 大阪市西区土佐堀 1-4-11
TEL 06-6447-5943

公益社団法人奈良県理学療法士協会

2018年度 役員・部員・委員名簿

会 長 (代表理事)	石橋 睦仁 (高の原中央病院)
副 会 長 (業務執行理事)	増田 崇 (奈良県総合医療センター)
副 会 長 (業務執行理事)	西田 宗幹 (秋津鴻池病院)
理 事	松村 明子 (介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
理 事	田平 一行 (畿央大学健康科学部)
理 事	中村 貴信 (介護老人保健施設ウェルケア悠)
理 事	北村 哲郎 (奈良県立医科大学附属病院)
理 事	徳久 謙太郎 (西大和リハビリテーション病院)
理 事	和田 善行 (平成記念病院)
監 事	門脇 明仁 (吉田病院)
監 事	中俣 悦雄 (済生会御所病院)
(各局・各部)	
事務局長	増田 崇 (奈良県総合医療センター)
総務部	廣池 裕美 (南和病院)
会員管理部	吉田 陽亮 (奈良県西和医療センター)
財務部	布上 芳雄 (橿原市子ども総合支援センター)
福利厚生部	細川 彰子 (済生会中和病院)
社会局長	西田 宗幹 (秋津鴻池病院)
医療保険部	江村 修二 (高井病院)
介護保険部	堀 義範 (訪問看護ステーションかしの木)
社会福祉部	榮崎 彰秀 (さくらい悟良整形外科クリニック)
理学療法啓発部	田所 朋洋 (東大寺福祉療育病院)
学術局長	田平 一行 (畿央大学健康科学部)
生涯学習部	中村 潤二 (西大和リハビリテーション病院)
研修部	萩原 輝郎 (平成まほろば病院)
学術誌部	岡田 洋平 (畿央大学健康科学部)
広報局長	松村 明子 (介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
会誌部	鴨川 浩二 (南奈良総合医療センター)
ホームページ管理部	赤松 眞吾 (奈良リハビリテーション専門学校)
(各委員会)	
選挙管理委員会	和田 祥武 (高の原中央病院)
第28回奈良県理学療法士学会準備委員会学会長	福本 貴彦 (畿央大学健康科学部)
準備委員長	岡田 洋平 (畿央大学健康科学部)
第29回奈良県理学療法士学会準備委員会学会長	榮崎 彰秀 (さくらい悟良整形外科クリニック)
準備委員長	久野 剛史 (リハビリ特化型デイサービス エリクシール)
表彰審査委員会	堀口 元司 (南奈良総合医療センター)
新人研修委員会	和田 善行 (平成記念病院)
専門領域委員会	田平 一行 (畿央大学健康科学部)
ブロック活動推進委員会	藤川 和仁 (大和橿原病院)
スポーツメディカルサポート委員会	福本 貴彦 (畿央大学健康科学部)
地域包括ケアシステム推進委員会	堀田 修秀 (秋津鴻池病院)
政策委員会	尾崎 文彦 (東大寺福祉療育病院)
スクールトレーナ推進委員会	石橋 睦仁 (高の原中央病院)
災害対策委員会	西田 宗幹 (秋津鴻池病院)
管理者ネットワーク推進委員会	石橋 睦仁 (高の原中央病院)



編集後記



4月1日に新元号が「令和」に決まり、5月より施行されることが発表されました。「平成」という元号は、“国の内外、天地とも平和が達成される”という意味が込められていました。新元号「令和」には、“人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ”という意味が込められているそうです。「令」の文字には、命令や政令などといったように、かしこまった少し硬いイメージがありますが、立派な、美しい、よいといった意味もあるようです。年号の代わりをきっかけにして、会員の皆様におかれましては新しい事に挑戦してみてもいかがでしょうか？

さて、今号でも多くの皆様に原稿のご執筆のお力添えをいただきました。誌面をもちまして改めて感謝申し上げます。

また、会員の皆様のご多幸と益々のご活躍を祈念して編集後記とします。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会 会誌部 部長 鴨川 浩二
部員 堀口 元司
半田 学良
北川 翔太
福岡 弘崇
河合 成文

編集発行 広報局 会誌部

南奈良総合医療センター リハビリテーション部

事務局 〒639-0226

奈良県香芝市五位堂三丁目599-2 ホワイトタウン301号室

発行日 2019年10月吉日

非売品